

つくば広聴第 80 号  
令和 2 年(2020 年)7 月 15 日

県民要求実現茨城共同運動連絡会  
会長 白石 勝巳 様  
住民要求実現つくば地域共同運動連絡会  
代表 小滝 豊美 様

つくば市長 五十嵐 立 青



「2019 年度地域共同運動要求書」への回答について

平素は市政への深い御理解をいただき、誠にありがとうございます。いただいた御要望等につきまして、別紙のとおりお答えいたします。

《お問合せ先》  
市長公室 広聴室  
電話：029-883-1111

## 2019 年度共同運動市町村統一要求事項

### 1. ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

(1) すべての小中学校のトイレの洋式化をすすめること。現状はどうなっていますか。

【回答：教育施設課】

イ、一部の学校で洋式化完了

(2) すべての小中学校のブロック塀の改修について

①一昨年のお大阪府北部を中心とする地震で小学校のブロック塀が倒壊し、児童の尊い命が失われました。貴市の小中学校の改修が必要なブロック塀を子どもたちの安全を優先して、改修すること。

【回答：教育施設課】

ア、全て改修済み

②一部改修済み、改修していない市町村に聞きます。改修に向けた今後の計画を明らかにすること。

【該当なし】

(3) 小中学校の学校給食を無料にすること。

\* 「条件をつけて」と回答した市町村の場合、その条件を教えてください。

【回答：健康教育課】

検討の予定なし

(4) 県教育委員会は7月の茨城共同運動との懇談・交渉で、全国学力テストについて、「学校の序列化や過度の競争につながらないように留意し、市町村別・学校別の平均正答率の公表を県が行うことはありません。」と回答しています。貴教育委員会では学校別の成績結果の公表を行うことに対してどのようにお考えですか。

【回答：学び推進課】

公表しないと決定

学校別の成績結果（教科に関する調査結果）の公表は、序列化や過度な競争につながるなど、本来の調査目的と外れる恐れがあるため、市教育委員会では今後も成績結果を公表する予定はありません。本調査は、各学校において子ども1人1人の学力の定着度を把握し、授業の改善や教育活動の充実を図ることを目的としており、調査結果については、今後も本調査の目的に合わせて活用していく予定です。

(5) 全国学力テストの成績を上げるためだけの過去問の演習などを行っていないかを明らかにすること。

【回答：学び推進課】

エ、その他

市教育委員会では、各学校に対し、過去に出題された問題の演習をやめるよう指導

したり、逆に演習を行うよう要請したりはしていません。調査結果や成績に一喜一憂するのではなく、各学校において児童生徒の誤答類型をきちんと分析し、授業改善を図るよう指導しております。また、過去に出題された問題については、教師が各教科における重要事項を確認したり、授業後にそれらの事項が定着しているかの振り返りをしたりする際に活用するよう指導しております。

(6) 小中学校で働く教職員の長時間労働の解消が社会問題になっています。県教委は部活動に関する改善を求めてきていますが、貴教育委員会で実施している、または実施しようとしている長時間労働解消の取り組みを明らかにすること。

【回答：教育総務課】

市では、平成 30 年度に市立学校の教員を対象とした勤務状況に関するアンケート調査を実施しました。調査の結果、全回答者中の 45% の勤務時間が週あたり 60 時間以上であるという深刻な実態があり、7 割以上の回答者が週 1 時間以上の持ち帰り業務のほか、月 1 日以上の日休出勤を行っていることが明らかになりました。

児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教員の長時間労働の解消を行い、働き方を見直すことが重要であるため、市では以下をはじめとする様々な取組を進めてきました。

- ・ I C カードによる出退勤管理（平成 30 年度～）
- ・ 学校の電話機に留守応答装置を導入し、教員による放課後の電話対応の負担を軽減（令和元年度 7 月～）
- ・ お盆や県民の日を学校閉庁日に指定（平成 30 年度～）
- ・ 教員が文書のやり取りのために学校・教育局間を行き来する負担を軽減するため、教育局職員が学校文書の配送・回収を担う仕組みを整備（平成 30 年 11 月～）
- ・ 部活動への外部指導員の導入（令和元年度～）

今後の取組としては、児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理を可能とする校務支援システムについて、全学校で導入することを推進するほか、児童生徒の保護者向け文書の配布について、モデル校においてデータでの配信を実施し、検証を行いながら、データ配信の標準化につなげることなどを進めてまいります。

## 2. 地域医療構想について

(1) 平成 30 年度の「保健医療福祉協議会」および「地域医療構想調整会議」の開催状況と県内の病床数の動きについて

茨城県は 2019 年度茨城共同運動に対し、「平成 30 年度は、『保健医療福祉協議会』を 9 つの二次医療圏毎に延べ 9 回開催し、第 7 次茨城県保健医療計画（計画期間：平成 30～35 年度）の推進等について必要な協議を行い」、「『地域医療構想調整会議』は、二次医療圏毎に延べ 46 回開催し、地域医療構想実現のための協議を行い」と回答しました。

また病床数の回答では、「急性期が減少し、回復期が増加するなど、病床転換が

図られており、2025年の必要病床数に向けた取れんが進んで」としており、下表を公表しました。

＜病床数の動き（病床機能報告制度結果）＞

医療機能	平成29年度 A	平成30年度(速報値) B	B - A
高度急性期	1,791	1,827	36
急性期	13,811	12,456	△1,355
回復期	2,260	2,541	281
慢性期	6,426	5,866	△560
休棟中等	1,237	1,038	△199
合計	25,525	23,728	△1,797

(保健福祉部：医療政策課)

市町村として地域医療確保の観点から、上記の県の回答についてどのように評価するか示すこと。

【回答：健康増進課】

茨城県において十分に検討された結果であると考えます。

(2)各二次医療圏の「地域医療構想調整会議」において明らかになった「課題」について

茨城県は2019年度茨城共同運動に対し、「平成30年度は、各二次医療圏の地域医療構想調整会議において、①2025年に持つべき役割や病床機能ごとの病床数、②公的医療機関等2025プラン等の合意、③非稼働病床の活用等の課題について、各医療機関の意向を把握のうえ、議論を開始」、「病床転換を検討している医療機関については、調整会議で合意を得ることで、転換する病床数の確定を行い」、「増床や減床を検討している医療機関については、地域で必要とされる医療機能の不足が生じることがないように、調整会議において丁寧な協議を行いながら、地域の実情に応じた医療機能の分化・連携を促進」（保健福祉部：医療政策課）と回答しました。

地域医療確保の観点から、市町村として県の政策に不足している点や課題として示すこと。また、その課題の改善を県に申し入れること。

【回答：健康増進課】

市の課題として、出生数に対して市内の分娩施設が不足していることから、産婦人科医療施設の整備について対応が必要と思われます。また、医師の偏在の状況を客観的に示す医師偏在指標については、つくば保健所管内では県の指標を上回っていますが、大学勤務の研究医や教育に従事する医師を除いた、実際に外来診療に従事する医師数を把握することが必要であると考えます。

### (3) 在宅医療の充実について

国の医療・介護の一体改革の方針に沿い、茨城県でも「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を掲げ、今後の在宅医療等の需要増加に対応するため、様々な事業に取り組んでおられると把握しています。

市町村として地域医療確保の観点から、在宅医療の現状と課題について示すこと。

#### 【回答：地域包括支援課】

つくば市における在宅医療の現状としては、病院や診療所などの医療資源は、他市町村に比べ充足しており、在宅医療専門で開業している在宅療養支援診療所も5か所あり、他市町村と比べ多い状況であると考えます。課題として、市内では今後さらなる高齢化が進み、在宅医療が必要となる高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療、訪問看護、訪問リハビリテーション事業所などの整備が必要になってくると思われるため、茨城県地域ケアシステム基盤整備事業補助金などを活用して整備していきます。

### (4) 介護報酬、介護保険料について

①茨城県は2019年度茨城共同運動に対し、年間の介護事業所の増加数・減少数について、「平成30年度中に増加した事業所は189件あり、休止や廃止等により減少した事業所数は238件（介護予防及び医療みなし指定を除く）」、「廃止等の理由として、収入減や介護人材確保が困難としている例」（保健福祉部：長寿福祉推進課）と回答しました。

各市町村における、年間の介護事業所の増加数・減少数（直近のデータ）を示し、過不足等の評価を示すこと。また、介護事業所の充足に対する考え方や施策を示すこと。

#### 【回答：高齢福祉課】

令和元年度中につくば市において増加した介護事業所数は11件あり、収入減や介護人材確保の困難等により減少した事業所数は6件です。事業所の総数は増えており、サービスの全体量も増えていると考えます。また、第7期つくば市高齢者福祉計画において、地域密着型介護老人福祉施設を新たに2か所整備する計画を立て、現在整備を進めている状況です。

②現在の介護報酬では、ほとんどすべての施設・事業所で経営に苦慮しており、もはや経営の工夫だけでは乗り切れない状況です。茨城県は2019年度茨城共同運動に対し、「高齢化の進展や制度の定着に伴い、介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も増加しており、今後の高齢者の増加により、ますます保険料の高騰や介護給付費の増加が予測」、「県では、介護職員のさらなる処遇改善のための介護報酬改定なども含め、将来にわたる制度堅持のための方策の推進と、被保険者や地方の負担増につながらないような十分な財政措置について、国に対し要望している」（保健福祉部：健康・地域ケア推進課、長寿福祉推進課）との回答でした。

各市町村からも、地域住民が生活し続ける地域づくりのために、介護報酬のプラス改定を国に要望すること。同時に、介護報酬を上げて利用者負担が上がらない

よう、国に財政措置を要望すること。

【回答：介護保険課】

介護報酬に関しては、社会保障審議会・介護給付費分科会において次期改定に向けた審議が始まっています。市としては、国の動向を注視しながら、要望については必要に応じて検討してまいります。

③第7期介護保険料基準額（月額）（平成30年度～32年度）において、茨城県の市町村では、減額3自治体、据え置き18自治体、増額23自治体となりました。国民健康保険料（税）も、後期高齢者医療保険料や高額療養費の自己負担上限も引き上げられています。全国的に高齢者の経済状況は、被保護世帯の増加などにみられように悪化し続けています。これ以上医療・介護の負担が増えることは、とりわけ所得の低い高齢者にとっていのちとくらしに直結する問題です。

この問題について各市町村のスタンスと今後の対応を回答すること。

また、県や国に要望したい内容を回答すること、それを基に県や国に要望すること。

【回答：介護保険課】

介護保険料については、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者の保険料を引き下げました。市としては、介護保険料を納付する方の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度として安定的な運営に努めていくとともに、県や国に対する要望については、必要に応じて検討してまいります。

### 3. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

地域で暮らし地域の雇用を支えている中小企業と家族経営事業者の持続的発展は、地域を維持する上でも重要です。これら事業者が、地域で今後も活躍できる施策を求めます。

(1) ①小規模企業基本法に基づく、小規模事業者の実態把握の結果を示すこと。

【回答：産業振興課】

ウ、その他（一部把握している）

産業戦略の策定過程において、小規模事業者を含めた市内事業者1,000社に対し、2019年にアンケート調査を実施し、実態把握に努めました。

②従業員5名以下の小規模企業者数の、直近3年間のデータを示すこと。

【回答：産業振興課】

2016年：3,875社（平成28年経済センサス-活動調査より）

2017年及び2018年：把握しているデータなし

③ ①②について把握していない場合、把握すること。

【回答：産業振興課】

ア、把握する予定あり

今後も各種統計調査の結果を注視していくとともに、企業訪問時のヒアリング調査や必要に応じたアンケート調査を行うことで、実態把握に努めます。

(2) 小規模企業振興基本条例制定準備は、どこまで進んでいるか示すこと。

【回答：産業振興課】

現在、市では、新たな産業戦略の策定を進めており、その中で小規模事業者の振興策を検討し、具体的な施策を示していく予定です。条例については、他市の事例を参考にするとともに、産業戦略の策定過程において、調査・研究を行います。

(3) 昨年度、住宅リフォーム等の助成制度で地元業者の仕事に発注された件数を示すこと。

【回答：産業振興課】

市では、2020年度から「つくば市安心住宅リフォーム支援補助金」を制度化したため、昨年度の実績はありません。

(4) 地域経済に長年貢献している地元の中小業者に対して、労働者の賃上げに対する直接補助や社会保険料の減免といった直接援助を行うこと。

【回答：産業振興課】

ウ、その他

市が行っている各種補助制度や企業活動を活発化するための事業を活用していただけるよう周知を徹底するとともに、国や県の支援制度を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

(5) 小規模事業者登録制度で、直近3年の利用状況を明らかにすること。

【回答：契約検査課】

平成28年度（2016年度）	登録者数	229者	利用者数	10者（15件）
平成29年度（2017年度）	登録者数	232者	利用者数	9者（19件）
平成30年度（2018年度）	登録者数	239者	利用者数	10者（31件）
令和元年度（2019年度）	登録者数	245者	利用者数	12者（25件）

(6) 小規模事業者の経営を守る金融対策を求めます。

①自治体は金融機関に「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で、積極的に案内・提案することを要請すること。

【回答：産業振興課】

商工会や市内金融機関に周知していきます。

②制度融資への利子補給、保証料補助を拡充、継続をすること。既に制度を持っている自治体は、制度を維持すること。

【回答：産業振興課】

市では、すでに制度融資への利子補給及び保証料補助を行っており、今後も継続し

ていく予定です。

#### 4. 愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を

(1) 空き家を活用した、子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保の施策の成果を示すこと。

【回答：住宅政策課】

市内の空き家等を有効活用することを通して、定住の促進及び地域の活性化を図るために、空き家等の売買及び賃貸借を希望する方々の橋渡しを行う「空家バンク制度」を平成 28 年 2 月から実施しております。

(2) 空き家リフォームに地元事業者への発注で「リフォーム助成制度」等が活用された実績を明らかにすること。

【回答：住宅政策課】

イ、実績なし

つくば市空家バンクの登録物件を売買され、改修及び家財処分を行う方に対し、令和 2 年度から補助金を交付します。この補助制度は、市内に本店、支店又は営業所がある事業者が行う工事を対象としています。

#### 5. 各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

茨城県租税債権管理機構の滞納整理では、滞納者の人権・生活・仕事を脅かす強権的で脱法的な行為が行われているとの、行政機関にあるまじき実態が報告されています。

(1) 平成 30 年度、機構へ移管、徴収、差戻、について、明らかにすること。

【回答：納税課】

① 移管と徴収に関して

移管事案について、表のような税目ごとの集計は行っていませんので、総数及び総額を回答します。

- ・ 移管件数 70 件（個人又は法人）
- ・ 移管金額 124,650,000 円（本税のみの金額）
- ・ 徴收件数 2,789 件（納期ごとの徴収した本税、督促手数料、延滞金の全ての件数）
- ・ 徴収金額 105,352,000 円（本税、督促手数料及び延滞金の合計額）

② 差戻に関して

該当する事案はありません。

(2) 平成 30 年度に機構へ派遣した職員数、機構への財政負担金を明らかにすること。

【回答：納税課】

職員数（1 人） 負担金額（24,110,000 円）

(3) 機構に移管する前に関係する各課と連携して、滞納者の実情を十分に把握する体制をとり、対応すること。

1) (ア) 納付相談では、滞納者の生活実態を把握する収支表を作成すること。

(資料①添付)

【回答：納税課】

ア、同様の表を使用し相談をしている

(イ) 納付相談では、徴収猶予の案内をすること

【回答：納税課】

ア、徴収猶予の案内を出している

2) 悪質な滞納者と決めるまでの経過を明らかにすること。

(ア) 督促通知回数

【回答：納税課】

ア、1～3

督促状の通知は、1期別に対して1度だけ通知しています。

(イ) 機構に送る以前の相談回数

【回答：納税課】

ウ、4～

機構へ移管する際は、移管予告通知書を発送し、納税相談の機会を設けています。

機構移管となった大多数の方とは、何度も納税相談を行っていますが、納税相談の実施を何度も呼びかけたにもかかわらず、全く応じない、もしくは反応がない方も少数います。

機構への移管は、多くの滞納事案の中から、高額の累積滞納事案や何度も繰り返される納付不履行事案など、特に徴収が困難と考えられる事案が対象となります。

(ウ) 督促をしても納税相談が無い場合の対応

【回答：納税課】

ウ、その他

一律の対応ではなく、滞納者それぞれの生活や収入状況など、法律上調査が可能であるものから調査するなど、個別に対応しています。

(エ) 訪問回数

【回答：納税課】

選択肢以外。必要に応じて訪問しています。回数等は決めていません。

(オ) 訪問日時（複数回答可）

【回答：納税課】

ア、平日

(カ) 訪問して会える確率

【回答：納税課】

ア、0～30%

(キ) 訪問する公務員の立場

【回答：納税課】

ア、正規（徴税吏員）

(4) 滞納額の方納を行わせる場合は、分納計画書等を取交し、職員との口頭による約束としない事。

【回答：納税課】

現在、相談者からは分納計画が記された納付誓約書を徴しており、また、日ごろからトラブルにならないよう留意して相談を受けています。

(5) 構成員である市町村より機構へ、強権的・脱法的な徴収行政を行わないことを求めること。

【回答：納税課】

茨城租税債権管理機構は、広域的かつ専門的で効率的な徴収体制を整備し、市町村税の徴収業務を専門的に行うとともに、市町村税務徴収職員の研修を行う機関です。市町村から移管を受けた租税債権を確実に徴収することを目的とし、納税の公平性を担保するために、適正かつ的確に事務処理を行っています。茨城租税債権管理機構は法律を逸脱するような徴収行政は行っていません。

(6) 消費税の複数税率適用・10%引き上げは、中小零細企業の経営を著しく圧迫することとは明らかであり反対すること。

【回答：財政課】

平成24年（2012年）8月に消費税法の一部が改正され、子ども・子育て支援、医療、介護、年金などの社会保障施策に充てるよう用途を明確化し、税率を段階的に引上げることが決定し、令和元年（2019年）10月1日から適用されています。既に法律により決定したことに対し、コメントする立場にはないと考えます。

(7) 消費税の増税にともないインボイス制度（解説：令和1年10月に予定される消費税10%への引き上げ、及び軽減税率導入に伴って、税金計算のベースとなる証票制度がインボイス制度です。）が導入された場合、免税業者はインボイスを発行できず、取引において排除される可能性がある旨をきめ細かく広報すること。

【回答：市民税課】

消費税法改正に伴う広報については、関係機関と連携し、改正趣旨を考慮した上で、掲載時期や内容を決定し、市の広報紙等で情報を提供いたします。

## 6. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

(1) 国民健康保険は地域住民の生存権（憲法第25条1項）を保障する社会保障制度であり、保険税（料）の滞納を理由に安易な保険証とりあげや給付制限を行うべきではありません。悪質とはいえ保険税（料）の滞納を理由に短期保険証や資格証明書の発行を行わないこと。

【回答：国民健康保険課】

短期保険証や資格証明書の発行を ア、行っている  
今後上記の発行を抑制することを イ、考えていない

(2) 全国知事会は2014年に国保に対する1億円の公費投入を求めています。国の財政支出をさらに増額し、保険税（料）の引き下げを図るよう国に要請すること。

【回答：国民健康保険課】

全国市長会では、令和2年度国の施策及び予算に関する提言（令和元年11月14日）において、公費3,400億円の財政支援について継続して実施するとともに更なる拡大を図ることを求めています。

(3) 茨城県独自の法定外繰入を県に要請すること。制度がない場合は、繰入制度を新設するよう要請すること。

【回答：国民健康保険課】

要請することは考えておりません。

(4) 都道府県化にあたって国は、市町村による一般会計からの法定外繰入を認めてきましたが、激変緩和措置の縮小、廃止が懸念されます。激変緩和措置を継続すること。

【回答：国民健康保険課】

茨城県では平成29年度において既に将来にわたる激減緩和措置額を算定しており、令和2年度においても継続される見込みです。

(5) ①一世帯当たりの平均保険税（料）の対前年度増減額を明らかにすること。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額（現年分・本算定時）

令和元年度 160,906円

平成30年度 164,507円

増減額 -3,601円

②その増減額は、一般会計繰入金を増減額や都道府県化による影響が有るのか、見解を示すこと。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額を増減額は、国保会計歳入額の増減に繋がるため、歳出超過となった場合は一般会計繰入金を増減額に影響があります。また、平成30年度からの制度改正に伴い、県から通知された国保事業費納付金をもとに国保税率の改正を行っ

てなっているため、都道府県化による影響があります。

(6) 全国知事会等国保関係者は昨年、国に対して財政支援の拡充や子どもにかかる均等割の軽減を求めました。保険税(料)の算定にあたって、子どもの分(大学生まで)の均等割について国の制度待ちにならずに減免を行うこと。

【回答：国民健康保険課】

実施する場合は、条例減免となることから一般会計から国保特別会計への繰り入れが生じるため、財政運営が厳しい状況下では困難であると考えております。

(7) 国民健康保険法第44条では、保険者が独自に基準を定めて、「特別の理由がある」ために患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に一部負担金を減額、支払の免除、徴収の猶予の措置をとることを認めています。この制度にもとづき災害等の基準を設けていますが、事業の縮小・休業、廃業など所得減少も対象にすること。

【回答：国民健康保険課】

ア、対象にしている

## 7、幼保無料化について

(1) 公立施設は全額市町村負担(2020年4月から)となることから、施設の廃止や民営化がさらに加速し、保育の質の低下は免れずに、市場原理に基づく利用施設化がすすみ自治体が保育に責任をおう公的保育制度が後退することになることから、県内各地で様々な問題がおきています。10月から消費税10%増税を財源にした「幼児教育無償化」で、公的保育をこれ以上後退させず、公立保育園を存続すること。

【回答：幼児保育課】

公立保育園を ア、存続する

(2) 給食費は現在、保育所の3才以上児は、主食費のみ徴収し、副食費は公定価格(保育にかかる経費)に含まれています。10月からの「無償化」後には、幼稚園との整合性を図ることから保育所は給食費を別途徴収するという一方で、子育て世帯に不安が広がっています。給食費は均一料金となるため、低所得世帯の負担が重くなることから、給食費無償化を国に求めるとともに、費用の補助を検討すること。

【回答：幼児保育課】

費用補助を ウ、補助しない

但し、認可保育施設においては、第三子以降または所得が一定以下の世帯の児童について、副食費を免除しています(主食費は免除対象外)。

## 8、高齢者の公共交通の確保について

(1) 公共交通の確保は、高齢化人口が増えて免許返納後、買い物、介護や医療を受けるためにも重要であり、社会問題となっています。デマンドタクシー、コミュニティ

バスなどの時間帯や路線コースの増をはかり、公共交通を確保すること。

【回答：総合交通政策課】

イ、利用者の声をきき増やしている

(2)免許返納者に対して、特典やサポート支援とっていますか。

【回答：防犯交通安全課】

イ、とっている

高齢者の交通事故防止対策の一つとして、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に、自動車の代わりとなる交通手段として利用できるつくバス・つくタクの乗車券、関東鉄道路線バスの乗車券、P A S M Oカードを進呈するなど、運転免許返納の促進を図っています。

## 9、小規模家族農業の保護を最優先した農政への転換を

国連は、今年2019年からの10年間を「家族農業の10年」と定め、昨年12月には「農民の権利宣言」を採択しました。かつて農業の大規模化・食料貿易自由化を推進してきた国連は、持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。

利潤追求を第一の目的とした大規模企業経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化継承、地域経済への貢献を現に担っています。

ところが、政府の大規模化優先・企業経営優遇政策によって、小規模家族経営が逆に厳しい経営をよぎなくされているのが実情です。

(1)食糧貿易自由化、食糧輸出推進に偏重し、大規模化や所得向上目標を要件とした差別・選別を柱とする農政から、小規模家族経営支援を重視し、多様な経営体全体を対象にした、農家の抛出金を求めない価格保障・所得補償を柱とした農政への転換、戸別所得補償制度の復活、米の直接支払交付金の復活を国に求めること。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

戸別所得制度や米の直接支払交付金の復活については、今後も国の動向を注視していきます。なお、農家への支援については、小規模でも成立する家族農業の実現を始め、意欲ある農業者を支援していきます。

(2)米交付金廃止にともなう県内の減額分を補てんする独自の施策を検討すること。

【回答：農業政策課】

ア、実施済み

平成30年度から国が交付を開始した「産地交付金」に加え、コメの生産調整達成者に対し「水田農業構造改革対策転作等助成金」を国の交付金に上乗せして交付しています。

(3)「家族農業の10年」は、日本政府も共同提案国のひとつになって国連で採択されたものです。ところが、ほとんど周知されていません。自治体として、「家族農業の10年」と「農民の権利宣言」の意義を周知するために、ポスターやパンフレット、チラシなどを大量普及し、シンポジウムを開くなどのキャンペーン事業を行うこと。

【回答：農業政策課】

イ、実施する

「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成には、農業生産の大半を占める小規模家族農業が重要な役割を果たすと認識しており、小規模でも成立する家族農業の実現を始め、農業の担い手を支援し、包摂的な政策を進めていきます。

(4)生産緑地の指定を行うこと。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

本市においては、「つくば農業振興地域整備計画」が策定され、農業振興地域内における農地及び農用地が適切に利用されています。

(5)石岡市では、「耕作放棄地再生利用補助金」として、耕作放棄地の再生利用に対して、荒廃状況に応じて10aあたり5.5～9万円を補助しています。類似の制度が茨城町にもあります。同様の施策を行うこと。

【回答：農業政策課】

ア、実施済み

耕作放棄地再生作業の直接的補助ではありませんが、条件を付して、再生後の土壌を改良するための助成を行っています。

(6)「北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例」は、設置者に対して、設置計画の地域住民への説明を義務づけ、有害物質による汚染等を防ぐための「災害時、廃止後の速やかな措置」を確実に実施させるために、費用の計画的な積立てを義務化づけるなど、総合的な内容になっています。同様の条例をつくること。

【回答：環境保全課、都市計画課】

エ、検討しない

市では、「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」に基づき、市内を事業禁止区域と事業禁止区域外の2つに分けており、事業禁止区域内では、土地に自立して設置される太陽光及び風力の発電設備の設置を禁止しています。

また、平成28年4月に「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン」を策定し、設置禁止区域（条例で定める区域）、設置を避けるべき区域、適正な設置を誘導するための配慮事項（災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全）、事業の周知（お知らせ看板の設置に加え、住民等への回覧、戸別訪問又は説明

会の実施)、適切な管理等(自然災害時や発電設備を撤去又は廃止した場合の対応を含む)を定めています。このガイドラインと同時に「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」を制定し、一定規模以上の発電設備の設置について、事業者が市に事業に関する届出等を行う制度を設けています。

このため、「北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例」と同様の内容を条例として制定することは、考えておりません。

## 10、東海第二原発廃炉、原子力防災対策の強化を

### (1) 東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転開始から昨年11月28日で40年が経過しました。福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは、全体の半数以上が、東電が火災事故を起こしたOFケーブルなど燃え易いケーブルのまま残されます。

原子力規制委員会は昨年11月までに、東海第二原発の再稼働に必要な3つの許認可(新規制基準適合を示す設置変更許可、工事計画認可、運転延長認可)をいずれも通してしまいました。沸騰水型の運転延長認可は初めてのことです。

日本原電は今年2月に、東海第二の再稼働をめざすことを表明しました。

東海第二原発は8年以上稼働しておらず、電気は十分足りています。危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。

#### ① 日本原電に対して、東海第二原発を再稼働しないまま廃炉とするように求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

原子力所在地域首長懇談会の動向を注視し、検討してまいります。

#### ② 日本原電と原子力安全協定を結ぶ茨城県と近隣6市村に対して、東海第二原発の再稼働を了解しないように求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

茨城県内各自治体の動向を注視し、検討してまいります。

### (2) 広域避難計画の実効性確保に詳細かつ慎重な検討を

東海第二は、30km圏内に94万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。瀬尾健氏(京都大学)の試算によれば、東海第二原発の事故により30km圏内で数十万人の急性死が見込まれるほか、東京都民も8日後までに避難しなければ18%がガンで死亡するとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、運転中の最悪の原発事故を想定した避難計画の策定は不可能です。

道路機能が10%低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の立てようがないのが実態です。福島第一原発事故と同程度の事故を前提にしても、実効ある避難計画が策定できないことは明らかです。

1) P A Z、U P Z内（30 km圏内）の自治体の場合

①要配慮者を安全に避難させるための介助者の手配、移動手段の確保、避難（移住）先の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

P A Z、U P Z 圏外のため、該当なし

②複合災害への対応（第2の避難先の確保等）について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

P A Z、U P Z 圏外のため、該当なし

2) 広域避難計画が策定されると、再稼働に必要な条件のひとつがクリアされてしまうこととなります。実効性の弱い避難計画を策定済みとすることは、住民の危険をかえって高めることとなります。策定に向けた作業はすすめつつも、実効あるものになるまでは策定済みとしないことが重要と考えます。

茨城県は茨城県広域避難計画（県計画）策定時に県計画について自ら「極めて不十分」と述べ、「今後の課題」として「複合災害への対応」等をあげていました。

県計画に沿った市町村計画ができたとしても、「複合災害への対応」等を含めて十分な実効性が確保できない限り市町村の広域避難計画は策定済みとしないことが重要と考えるが、見解を明らかにすること。

【回答：危機管理課】

茨城県広域避難計画について課題があることは認識していますが、策定済みとするかどうかについては意見を述べる立場にありません。

3) P A Z・U P Z内、U P Z外どちらも

①実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことから「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えるが、見解を示すこと。

【回答：危機管理課】

東海第二原発を再稼働するというもののリスクは高いと思いますが、「再稼働せず廃炉に」と求めるべきであるかどうかについて意見を述べる立場にありません。

## 11、住民（窓口）サービスの充実について

(1) 近年多くの自治体で外国人来庁者が増えています。国籍もまちまちです。片言の日本語が話せる外国人は、何とかコミュニケーションを取るのが精一杯です。是非、

窓口業務所管課に翻訳機を設置し、外国人来庁者及び電話対応等の住民(窓口)サービスの向上を図ること。

【回答：国際交流室】

国際交流室では、英語・中国語での対応を円滑に行うための国際交流員（会計年度任用職員）を配置し、庁舎窓口外国人のお客様が来庁された際の通訳や電話対応等を行っています。また、令和元年9月から国際交流室内に「つくば市外国人相談窓口」を開設しました。タブレット端末と通訳アプリ「みえる通訳」を導入することで10言語以上（令和2年6月19日現在13言語）での対応を可能とするなど、外国人来庁者へのサービス向上を図っています。

(2)自治体の窓口業務は、住民のプライバシーなど基本的人権を守る役割を果たしています。住民の基本的人権を守るため、直営(正規職員)による人員体制の充実を図ることを基本とし、民間委託や地方独立行政法人への移行などのアウトソーシングは行わないこと。

【回答：市民窓口課】

イ、検討中

市民窓口業務の効率化とサービスの安定的な供給のため、民間委託等も含めた窓口の業務改善について検討中です。

## 12、「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

平成31年(2019年)2月22日、国土交通省は、各都道府県知事、各指定都市市長及び建設業団体の長に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という通知を発出しました。これは、技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要だからです。あわせて、国は各地方公共団体に、通知に示す措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう要請しています。

公契約条例は、地方公共団体の政策実現のための手段として、民間企業に対して公権力を行使し規制を行うのではなく、発注者である地方公共団体と受注者である民間企業との間の契約上の合意に基づき、政策実現を図るものです。

(1)国土交通省の「要請」を実現するために、貴市においても公契約条例を制定すること。

【回答：契約検査課】

イ、検討中

他自治体の対応状況について検証を進めております。

## 13、非正規職員の労働条件の改善を

茨城県の最低賃金は、2019年10月から27円引き上げられて849円になりました。最低賃金ギリギリで働いている嘱託職員、臨時職員、非常勤職員の時給を1000円以上に引き上げること。また、非正規職員を増やさず、正規職員を増やすこと。

(1)非正規労働者の10月以前の最も低い時給と10月以降の時給はいくらですか。

【回答：人事課】

10月以前 969円 10月以降 969円

(2)非正規労働者の時給を1000円以上にすることを検討していますか。

【回答：人事課】

その他（令和2年4月1日から最低1,093円）

(3)正規職員を大幅に増員し、超過勤務を縮小すること。超過勤務は原則1月45時間・1年360時間以内にすること。

【回答：人事課】

必要に応じて正規職員を増やすことを検討していきます。

(4)非正規職員を増やすことのメリット、デメリットを明らかにすること。

【回答：人事課】

メリット：簡易的・補助的業務を非正規職員が担うことで、正規職員が本来業務に従事する時間を確保できる

デメリット：非正規職員の労務管理が複雑化する

(5)貴市では、会計年度任用職員制度について議会の承認はいつまでに終了しますか

【回答：人事課】

ア、2019年9月議会

(6)会計年度任用職員の労働条件などの広報はいつ、どのような方法で行う予定ですか。

【回答：人事課】

条例や規則が取りまとまった2019年11月以降、非正規職員を対象とした説明会を12回開催し、労働条件など詳細な説明を実施しました。また、会計年度任用職員を募集する際は、市ホームページ等において、各部署で必要とする会計年度任用職員の労働条件を掲載しています。

## つくば地域共同運動連絡会準備会 独自要求

### 1. 持続可能なつくばのまちづくりについて

(1) 令和2年3月中に決定予定の「未来構想改定」及び「第2期戦略プラン」について、具体化のための施策計画及び予算計画を明らかにすること。

【回答：企画経営課】

未来構想及び第2期戦略プランを着実に達成するために、事業実施計画を毎年作成し、計画的に進行管理を行うとともに、予算編成に反映することとしています。令和2年（2020年）度分については、未来構想等の策定と同時進行で事業実施計画を策定しており、6月に市ホームページにて公表しました。

(2) 平成24年7月日策定の「研究学園地区まちづくりビジョン」は、(1)の未来構想及び戦略プランでの位置づけを明らかにすること。

【回答：学園地区市街地振興室、企画経営課、】

「研究学園地区まちづくりビジョン」は、研究学園地区のまちづくりについて、今後の市の取組方針や施策の展開内容などを明らかにするために策定したものです。市では、「研究学園地区まちづくりビジョン」のほかにも各種の個別計画を策定しており、市が進める各分野の取組について、今後の方針等をそれぞれ詳しく示しております。これらは戦略プランとともに、2030年の未来像を実現させる推進力となるものとして位置づけています。

(3) 国家公務員宿舎に隣接した地区には多くのペDESTリアンデッキが整備されていた。しかし、宿舎の売却後に造成された住宅地では大半の樹木が伐採され、ペDESTリアンデッキ沿いにも住宅が建て込んでいる。今後、落ち葉問題などで残された樹木も伐採され、ペDESTリアンデッキに木陰はなくなり、通路以上の価値はなくなるだろう。つくば市は事業者に対して、公園やペDESTリアンデッキを考慮した開発を行うように要請すること。

【回答：学園地区市街地振興室】

つくば市内の国家公務員宿舎については、平成23年に国から国家公務員宿舎削減計画が公表され、段階的に売却が行われているところです。また、売却の際には、市は地区計画等により街並み誘導を行い、魅力あるまちづくりを進めていますが、地区計画では誘導が難しい事項については、財務省が入札を行う際に、事業者に対しペDESTリアンデッキへの配慮等について要望しているところです。

今後も魅力ある街並みが創出されるよう取り組んでいきます。

(4) つくば市中心市街地に、つくば市役所の支所を設置し周辺住民の公共サービスを充実させること。

【回答：学園地区市街地振興室】

つくば駅周辺のまちづくりについては、市民をはじめ市外からの来訪者や従業者等、

様々な方々から多くの御意見をいただいております。行政窓口の設置について要望する声も一定程度あるため、現在、つくばセンタービル等への行政窓口の設置について検討を行っているところです。

(5)つくば市が発出する公文書及び通知文等については、平易な日本語による表現とし、馴染みのない外来語やカタカナ言葉は表現を見直す、又はその意味を解説すること。

【回答：総務課】

つくば市では、「つくば市行政文書管理規程」などにに基づき、平易で分かりやすい文書の作成に努めております。また、「文書事務の手引」を作成し、文書作成における具体的な方法や考え方について全庁に周知するとともに、これを用いて研修を行っております。手引の中では、誰にでも分かりやすく親しみやすい文字や言葉を用いることや、外来語を乱用せず、日本語を大切にされた言葉遣いをする事等も促しております。今後とも、これに基づいて分かりやすい文書の作成を行ってまいります。

## **2. 誰もが安心して暮らせるつくばのまちづくりについて**

(1)閉鎖または入居者が減少した公務員宿舎で、内外で草木が生い茂り、落書きや不法投棄が見られるなど荒れている区画がある。また、街路灯が点灯していても木々に覆われて光が届かず暗い場所が各所にある。植栽も繁茂し過ぎていて人の背丈を超えている場所や歩道に大きくはみ出している場所などは、防犯上も交通安全上も問題があることから、計画的に点検し周辺樹木の伐採や草刈りを実施するように管理者に申し入れること。

【回答：学園地区市街地振興室】

国家公務員宿舎等は、入居者が退去してから建物を処分するまで一定の期間を要することから、その間の安全対策等については、所有者に対し随時連絡を行っております。今後も引き続き、実施してまいります。

(2)社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用料（1時間1、100円）について、住民税非課税世帯に対して軽減措置などの助成制度を作ること。

【回答：社会福祉課】

日常生活自立支援事業の料金設定は、茨城県社会福祉協議会が行うこととなっているため、つくば市社会福祉協議会では、茨城県社会福祉協議会に対し、地域の特性を活かした利用料を設定するよう申し入れているところです。

(3)つくば市として、一人暮らしの高齢者や障がい者などが安心して利用できる身元保証人制度を作ること。

【回答：障害福祉課、地域包括支援課】

市では、判断能力が低下し、在宅生活の継続が困難になり介護施設等へ入所が必要になった際の対応の一つとして、成年後見制度の活用支援を行っています。本人もし

くは親族で成年後見制度の利用申立ができない場合は、市長が本人等に代わり申立を行うこと、また成年後見人等となった方への報酬が支払えない本人（被後見人等）に代わって市長が報酬費用を支払う体制を整備しています。

また、平成30年10月1日より「つくば成年後見センター（実施機関：つくば市社会福祉協議会）」を開設し、成年後見制度の普及啓発や、親族における成年後見利用申立支援、法人後見業務等を行い、つくば市における成年後見制度の利用促進を行っています。

**(4) つくバスやつくタクの停留所に、利用者が待ち時間に利用できるベンチや屋根を設置すること。**

**【回答：総合交通政策課】**

市では、交通結節点などの停留所については、バス待ち環境の整備を進めているところです。それ以外でも、ベンチや屋根等を設置する要件（歩道の幅員等）に適合した停留所について、今後、バス待ち環境の整備を進めてまいります。

**(5) ヘイトスピーチ対策として、条例の制定を含め、具体的な対策を実施すること。筑波研究学園地区には多くの研究機関や大学が位置しており、そこに勤務する外国人研究者およびその家族も多い。これらの者が安心して滞在できる環境を確保する必要がある。**

**【回答：国際交流室】**

平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、市では平成29年度から庁内において勉強会を開催してきました。市内には多くの外国人が暮らしており、日本人にとっても外国人にとっても快適で魅力あるまちづくりを進めるため、令和2年4月に「ヘイトスピーチの抑止に向けた取組に関するガイドライン」を定めました。

ガイドラインには、市の具体的な施策として、以下の3点を掲げており、ヘイトスピーチのない社会の実現を目指して取り組んでいます。

- ①利用目的が特定の利用に限られていない公の施設の貸し出しに際し、利用許可書等に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行わないこと」等と記載し、許可の際の条件とする。
- ②多文化共生や異文化理解の意識醸成を目的に、市内小学校、中学校及び義務教育学校を対象に実施する「国際理解講座」において、ヘイトスピーチの抑止に向けた啓発活動を行う。
- ③市民部市民活動課国際交流室内に10言語での対応が可能な「つくば市外国人相談窓口」を設置し、相談体制の拡充を図る。

**(6) 共生社会の実現にむけた障がい者支援について、以下に取り組むこと。**

- ①つくば市報等で各福祉事業所が企画するイベント情報等を受け付け、積極的に紹介すること。

**【回答：障害福祉課】**

福祉事業所で開催されるイベントについて、市民向けに御案内したい内容等がある場合には、障害福祉課窓口においてチラシ等の配布をさせていただくことができますので、御相談ください。

**②各福祉事業所が AED の設置を希望する場合、財政的な補助を行うこと。**

**【回答：障害福祉課】**

障害福祉サービス事業所を所管している茨城県と連携して AED の設置状況の把握に努めてまいります。

**③障がい者の生涯学習を支援・推進する部署を生涯学習推進課等に設置すること。**

**【回答：生涯学習推進課】**

生涯学習推進課では、障害のある方々が生涯にわたり充実した学習活動ができるよう、関係機関や団体等と連携を図りながら生涯学習の支援等に取り組んでいます。

**④障がい者関連の事業所に勤務する職員の処遇および労働条件の改善に資する施策をとるとともに、県や国にも働きかけること。**

**【回答：障害福祉課】**

平成 24 年度から国において、福祉・介護職員処遇改善加算等の制度が創設され、障害福祉サービス事業所の介護職を対象に賃金改善を実施しております。

**(7)市民の健康維持・向上を図るため、認知症の予防に資する補聴器の購入費を助成すること。また、血圧の左右差が大きい場合には脳梗塞や心筋梗塞のリスクが高まることから、重篤な疾患の早期発見のため、健康診断の血圧測定は両腕で行うこと。**

**【回答：健康増進課】**

厚生労働省の作成した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては、認知症の発症予防について、運動、栄養改善、社会交流等の日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いとされています。市では、引き続き体操教室の開催等の取組を推進し、認知症の発症予防に努めていきます。

市の健康診断では、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）に基づく「標準的な検診・保健指導プログラム（厚生労働省）」に準じ、血圧は 2 回測定し、平均値を結果として用いています。今後、厚生労働省からの情報を注視しながら、両腕での血圧測定を含む健康診断に関する情報の収集に努めてまいります。

**(8)認知症患者による事故やトラブルが発生した際に、患者や家族が過大な損害賠償責任を負わないように、つくば市が保険等に加入し損害の埋め合わせをすること。**

**【回答：地域包括支援課】**

神戸市では、認知症の方が外出時などに事故に遭われた場合に救済する「事故救済制度」（神戸モデル）を実施しており、その財源は、個人市民税の均等割の上乗せに

よってまかなわれています。

今後、神戸モデルを参考にしながら、つくば市で行えるような制度を研究してまいります。

**(9)つくば北部警察署廃止後も北部地域の治安悪化を招かないように、警察官による巡回等を行うこと。**

【回答：防犯交通安全課】

つくば北警察署は、現在、つくば北警察センターとして引き続き業務を行っており、パトロールも実施しています。御要望の内容については、つくば警察署へ申し伝えます。

### **3. 次世代継承にむけた教育環境づくりについて**

**(1)つくば市立幼稚園を2年保育から3年保育にすること。特に、みどりの駅や研究学園駅周辺に3年保育の公立幼稚園を早急に新設すること。**

【回答：学務課】

公立幼稚園の3年保育については、公立幼稚園教諭及び私立幼稚園との協議を重ね、他市町村の事例を参考に関係部署との調整を図りながら検討しておりますが、施設や人的な面、私立幼稚園との調整などの課題があります。幼児教育・保育の無償化による園児数や充足率の変化も踏まえて、今後の幼稚園全体の在り方の方針を検討していきたいと考えています。

公立幼稚園の現状としては、近年、保護者の幼児教育に対するニーズが多様化しており、公立及び私立保育所、私立幼稚園の園児数が増えている一方、公立幼稚園の園児数は年々減少傾向にあります。また、各施設等の役割や運営内容の違いから、現在は私立幼稚園を希望する保護者が多い状況にあり、公立幼稚園を希望する方については、市内全園での受け入れが可能です。以上のことから、みどりの地区や研究学園地区に公立幼稚園を建設する計画は現時点ではございません。

**(2)つくば市立保育所の老朽化が進んでおり、建て替え計画を明らかにすること。また、待機児童をなくすため、民間誘致に頼ることなく、TX沿線開発による人口急増地域（予測地域含め）には公立保育所を新設すること。**

【回答：こども政策課】

公立保育所の半数以上は築40年を経過しており、市としても早期の対応が必要であると認識しています。市では令和元年度に、今後の公立保育所整備の指針となる「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、順次、各保育所の整備計画の策定に着手してまいります。

待機児童については、令和元年度に策定した「第2期子ども・子育て支援プラン」の中で、つくば市未来構想における人口ビジョンの推計やニーズ調査を参考とし、特に待機児童が発生しているTX沿線エリアを中心に教育・保育の見込量を勘案した上で施設や定員の確保量の拡充を図ることとしており、このプランをもとに解決に努めてまいります。

(3)つくば市の県立特別支援学校は超過密な現状であり、市内に2校目となる県立特別支援学校を新設するよう、特別の対策を講じて、県に強く要望、誘致すること。

【回答：特別支援教育推進室】

つくば特別支援学校の教室不足につきましては、深刻な状況であり、喫緊の対応が必要であると捉えており、平成29年度から毎年、県へ要望書を提出するとともに、県庁に出向いて現状を説明してまいりました。

その結果、今年3月に公表された「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」において、つくば特別支援学校の慢性的な教室不足の対応策として、学校近隣の用地取得を視野に入れた校舎の増築が示され、既に計画的な準備段階に入っております。市としての今後の対応につきましては、この計画の推移を確認した上で検討したいと考えております。

(4)つくば市の県立高等学校不足は喫緊の課題であり早急に新設するよう、特別の対策を講じて、県にこれまで以上に強く要望、誘致すること。県立高校にあわせて、市立高校を新設すること。

【回答：企画経営課、教育総務課】

市には、TX沿線地域を中心に、毎年多数の子育て世帯が転入してきており、子どもたちの通学負担を考えると、自宅からあまり離れていない高校への進学が望まれるところです。公立高校の配置及び規模の適正化については、都道府県の役割と位置づけられておりますので、平成29年度から茨城県に対して県立高校の設置を継続的に要望しております。市内の高校の設置状況は、高校進学希望者数と定員数との比較においても、近隣市と比較してアンバランスな状況にあり、市としても、市内への県立高校の新設が必要であると考えております。

市立高等学校の設立及び運営は、大規模な設備投資やランニングコストを伴う長期的な視点に立った公共事業となり、財源の確保等の課題があることから、具体的な計画はございません。市といたしましては、市の財政等の現況と展望を見据え、市内への県立高校の新設について茨城県に強く要望を行うとともに、私立高校誘致の調査・研究も行っているところです。

(5)つくば市周辺地域の県立高校への通学に関連して、通学時間帯（6時～7時台）のバスの運行及び増便をバス運行会社に申し入れること。また、通学のための社会実証実験バスの運行を試行するなど、通学環境の充実を図ること。

【回答：総合交通政策課】

バスの増便等については、運行事業者に御希望があった旨をお伝えします。なお、通学目的のためのバス運行につきましては、スクールバスの導入が適切であると考えますので、各高校をはじめ関係機関への要望を御検討ください。

以上